

徳島第 14 次労働災害防止推進計画

徳島労働局

はじめに

徳島県内の労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、毎年 10 人近い労働者の命が失われ、休業 4 日以上死傷災害に至っては、業務に起因した新型コロナウイルス感染症のり患による影響もあり、令和 2 年以降大幅な増加に転じている。事故の型別では、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による労働者の作業行動に起因した労働災害の割合が高く（新型コロナウイルス感染症を除く）、これらの発生に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。また、全国平均を上回っている 60 歳以上の高年齢労働者の労働災害防止の取組も重要となっている。

一方、職場における労働者の健康保持増進に関しては、メンタルヘルスや過重労働への対応、治療と仕事の両立支援、新たな化学物質規制への対応など多様化する現場のニーズに応じた産業保健活動の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、徳島県内で働く労働者の安全と健康を確保するため、令和 5 年度（2023 年度）から 5 年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた「第 14 次労働災害防止計画」を徳島労働局（以下「当局」という。）において推進するための「徳島第 14 次労働災害防止推進計画」（以下「徳島 14 次防推進計画」という。）をここに定める。

1 徳島第 13 次労働災害防止推進計画の到達点

第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年度から令和 4 年度）を推進するための徳島第 13 次労働災害防止推進計画では、労働災害による死亡者の減少、全産業及び特定業種の死傷者数の減少、ストレスチェックの実施、腰痛並びに熱中症の予防について、それぞれ数値目標を掲げて取り組んだ。

(1) 死亡災害の減少に係る達成状況

死亡災害の減少の目標は、「労働災害による死亡者数を、平成 29 年と比較して令和 4 年までに 15%以上減少させる。（令和 4 年に 6 人以下、5 年間 34 人以下とする。）」としていたが、令和 4 年の死亡者数は 9 人、5 年間で 41 人となり、死亡災害における目標は達成できなかった。

(2) 死傷災害の減少に係る達成状況

死傷災害の減少の目標は、「労働災害による休業 4 日以上死傷者数を、平成 29 年と比較して令和 4 年までに 5%以上減少させる。（令和 4 年に 797 人、5 年間平均 800 人以下とする。）」としていたが、令和 2 年以降は、業務に起因した新型コロナウイルス感染症り患者の影響が大きく、令和 4 年の死傷者数は、2,039 人、5 年間平均 1,274 人となり、目標を遥かに超える状況となった。この新型コロナウイルス感染症り患者

を除いても、転倒、墜落・転落及び動作の反動・無理な動作による労働災害の増加に歯止めがかからず、令和4年の死傷者数は、914人、5年間平均859人となり、目標達成には至らなかった。

(3) 重点業種の労働災害の減少に係る達成状況

重点業種は、死亡者数の減少を目標とした建設業（令和4年に2人以下、5年間13人以下）、製造業（令和4年に1人以下、5年間7人以下）及び林業（令和4年0人）と、死傷者数の減少を目標とした道路貨物運送業（死傷者数を平成29年の57人より増加させない。）及び社会福祉施設（平成29年の52人より増加させない。）の5業種としていた。

建設業は、令和4年の死亡者数が4人、5年間で17人となり、目標は達成できなかった。

製造業は、令和4年の死亡者数が1人、5年間で5人となり目標は達成した。

林業は、5年間死亡者数ゼロで、目標を達成した。

道路貨物運送業は、平成30年が88人、令和元年が75人、令和2年が77人、令和3年が96人、令和4年が93人と期間中、一度も目標である57人を下回ることができなかった。

社会福祉施設についても、平成30年が64人、令和元年が63人、令和2年91人（新型コロナウイルス感染症り患者除く88人）、令和3年が87人（同70人）、令和4年475人（同75人）と期間中、一度も目標である52人を下回ることができなかった。

(4) ストレスチェック実施に係る達成状況

ストレスチェック制度に係る目標は、「平成29年と比較して令和4年までに、規模50人未満の事業場で実施した事業場数を15%以上増加させる。」としていたところ、平成29年の51事業場に対し、令和4年時点で92事業場となり、目標を達成した。

(5) 熱中症予防対策に係る達成状況

熱中症に係る目標は、「熱中症による死亡災害及び重篤災害（休業1か月以上）を発生させない。」としていたところ、死亡災害は発生せず、休業1か月以上の災害は、平成30年に1人、令和元年に3人発生したものの、それ以降は発生していない。

(6) 腰痛予防対策に係る達成状況

腰痛に係る目標は、「平成29年の発症数（88人）と比較して令和4年までに5%減少させる。」としていたが、平成30年が90人、令和元年が90人、令和2年が89人、令和3年が84人、令和4年が86人となり、目標を達成することができなかった。

2 徳島14次防推進計画の目標等

(1) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年を計画期間とする。

(2) 計画の目標

第 14 次労働災害防止計画を踏まえ、徳島 14 次防推進計画においてもアウトプット指標とアウトカム指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標と定め、徳島 14 次防推進計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和 9 年までに 80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和 5 年と比較して令和 9 年までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。

(ウ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業主（荷主となる事業場を含む。）の割合を令和 9 年までに 45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和 9 年までに 85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和 9 年までに 60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。

(エ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を令和 7 年までに 70%以上とする。（「過労死等防止のための対策に関する大綱」（以下「過労死大綱」という。）目標と同じ。）
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和 7 年までに 15%以上

とする。（「過労死大綱」目標と同じ。）

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。
- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される次の事項をアウトカム指標として定め、徳島14次防推進計画の効果検証を行うための指標として取り扱う。

（ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。
- ・社会福祉施設における腰痛による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加傾向にある60歳代以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

（ウ）業種別の労働災害防止対策の推進

- ・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。
- ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
- ・陸上貨物運送事業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
- ・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

（エ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。（「過労死大綱」目標と同じ。）
 - ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
 - ・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、令和4年の9人と比較して、令和9年においては、3人以上減少（6人以下）する。
- ・増加傾向にある死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者除く）については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

(3) 計画の評価と見直し

徳島14次防推進計画に基づく取組については、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、徳島地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

3 安全衛生施策の方向性

(1) 労働災害防止対策の方向性

ア 死亡災害防止対策

死亡災害については、平成27年に過去最少の3人となったものの、それ以降は、毎年10人前後発生している。中でも、建設業は徳島13次防推進計画の期間中、毎年3件以上発生しており、建設業における死亡労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

イ 死傷災害防止対策

死傷災害については、新型コロナウイルス感染症へのり患者の影響により、令和2年以降急激に増加しているが、この新型コロナウイルス感染症り患者を除いても増加傾向となっている。新型コロナウイルス感染症り患者を除く死傷災害の特徴としては、徳島13次防推進計画期間中の事故の型別では、「転倒」（24%）、「墜落・転落」（15%）、「動作の反動・無理な動作」（15%）、「はさまれ・巻き込まれ」（12%）の順となっている。同じく年齢別では60歳以上の高年齢労働者の災害が全体の約4分の1（23%）を占めている。

このような状況から、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」による労働者の作業行動に起因する労働災害、「墜落・転落」による労働災害、高年齢労働者による労働災害を柱とした災害防止対策を強化する必要がある。

(2) 労働者の健康確保対策の方向性

ア メンタルヘルス対策

令和3年「労働安全衛生調査（実態調査）」によれば、徳島県内においてメンタルヘルス対策に取り組んでいる割合は、労働者数50人以上の事業場では100%である。一方、労働者数50人未満の事業場の取組率は30～49人で84.9%、10～29人で39.5%となっている。全国平均が、50人以上で94.4%、30～49人で70.7%、10～29人で49.6%となっており、労働者数30人未満の事業場において、メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでいることから、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の支援が引き続き必要である。

イ 過重労働防止対策

過重労働の防止については、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められ、また、「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死大綱」に基づき対策を一層推進することが必要である。

ウ 産業保健活動

職場における労働者の健康保持に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

エ 化学物質等による健康障害防止対策

新たな化学物質規制として、個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制について、今後施行を迎えるが、その定着が必要となっている。

今後増加が予想されている石綿使用建築物等の解体、改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策の確保・推進が必要である。

その他、じん肺対策、熱中症対策、騒音対策といった職業性疾病対策についても更なる取組の推進が必要である。

(3) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び発注者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考え方を広く浸透させる努力を引き続き行っていくことが必要である。

4 計画の重点事項

- (1) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (2) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (3) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (8) 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

5 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと
 - ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
 - ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
 - ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
 - ・「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号。以下「職場における腰痛予防対策指針」という。）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。
 - イ アの達成に向けて当局及び当局管内労働基準監督署（以下「当局等」という。）が取り組むこと
 - ・当局等が実施する説明会、集団指導、監督指導及び個別指導（以下「説明会等」という。）において、前述の「労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと」を広く周知する。
 - ・令和4年度に設置されたSAFE協議会（介護施設・小売業）の活性化と構成員の拡大を図り、労働災害を自分ごととしてとらえ、解決策を考えていく機運の醸成を図る。
 - ・転倒・腰痛災害の災害発生状況等を調査・分析し、当局ホームページ等で広く周知する。
- (2) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと
 - ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
 - ・転倒災害対策を進める。
 - ・保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
 - イ アの達成に向けて当局等が取り組むこと
 - ・説明会等において「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。

- ・高年齢労働者の労働災害発生状況を調査・分析し、当局ホームページ等で広く周知する。

(3) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある個所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号。以下「職場における熱中症予防基本対策要綱」という。）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発第546号。以下「騒音障害防止のためのガイドライン」という。）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

(イ) (ア)の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・墜落制止用器具の適正な使用及びはしご・脚立等の安全な使用を中心とした墜落・転落災害防止の指導・徹底を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）第8条に基づく「基本計画」及び同法第9条に基づき策定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画」について、関係機関と緊密な連携の下に、建設工事従業者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。
- ・建設業における労働災害発生状況を調査・分析し、当局ホームページ等で広く周知する。

イ 製造業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報の機械等の使用者への確実な提供に取り組む。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。（「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」（平成28年厚生労働省告示第353号））

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害が発生した事業場への監督指導・個別指導を徹底する。
- ・機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。
- ・製造業における労働災害発生状況を調査・分析し、当局ホームページ等で広く周知する。

ウ 陸上貨物運送業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」の周知徹底を図る。
- ・陸上貨物運送事業における労働災害発生状況を調査・分析し、当局ホームページ等で広く周知する。

エ 林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（令和2年1月31日付け基発0131第4号改正。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」及び「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、関係機関が協力した取組を進める。

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。）や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和4年7月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。）に基づき、多様な働き方に対応した労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教

育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」をあらゆる機会を通して周知する。
- ・外国人労働者向け安全衛生教育教材の活用促進を図る。

(5) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・徳島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用を積極的に勧奨し、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を支援する。
- ・中小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策について関係部署が連携して取組の周知を図る。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和2年4月1日付け基発0401第11号・雇均発0401第4号最終改正。「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の別添。）に基づき、次の措置を行う。
 - ①時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ②年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③「勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針」（平成20年厚生労働省告示第108号。以下「勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針」という。）による労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を関係部署が連携して進める。
 - ①過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日付け

基発 0120 第 3 号)、「勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針」等の周知・指導等に取り組む。また、令和 6 年 4 月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、自動車運転者については、「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」(令和 4 年厚生労働省告示第 367 号)の周知、指導に取り組む。さらに、医師については、「医師の労働時間短縮等に関する指針」(令和 4 年厚生労働省告示第 7 号)に基づき、労働時間の短縮に向けた取組を進める。

②事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導を確実に勧奨するよう、事業者への周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が申し出しやすいように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・徳島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用を積極的に勧奨し、中小企業を中心とする産業保健活動の取組を支援する。
- ・「徳島県地域両立支援推進チーム」の活性化を図るとともに、治療と仕事の両立支援の取組を推進する。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の 2 つの事項を的確に実施する。

①化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDS を交付する。SDS の交付にあたっては、必要な保護具の種類の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。

②化学物質を取り扱う事業者は、入手した SDS 等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・新たな化学物質規制(令和 4 年政令第 51 号、令和 4 年厚生労働省令第 25 号、

令和4年厚生労働省令第91号、令和4年厚生労働省告示第190号ほか)の円滑な施行に向けて、あらゆる機会を通して周知する。

- ・化学物質リスクアセスメント支援ツール等(クリエイト・シンプル等)の周知等、事業場における化学物質管理の支援を行う。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ) (ア)の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・石綿事前調査結果報告システムを活用した適切な現場把握と関係法令等に基づく石綿ばく露防止対策の徹底を図る。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録勧奨を行い、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するため、日本工業規格（J I S）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導を行う。

エ 電離放射線による健康障害止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・医療機関に対して、電離放射線による健康障害防止の取組について適正な指導を行うとともに放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。

(7) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う安全衛生対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・誰もが安全で働くためには、労働者の安全衛生対策の責任を負う事業者及び発注者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて周知啓発を図る。
- ・安全衛生に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」など安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度等を導入する事業場を広く周知する。
- ・事業場の具体的な取組に繋がるよう、安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例の収集に努め、事業場の業種や規模に即した具体的な取組を含めて周知する。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図る。

イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や記載内容の充実等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・提出された労働者死傷病報告について、多角的な視点で詳細に分析し、その分析結果を広く情報発信する。

ウ 安全衛生におけるDXの推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

(イ) (ア) の達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・安全衛生におけるDXの推進について広く情報発信する。

(8) 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者ではない個人事業主等に対する安全衛生対策について、必要な取組を行う。

イ アの達成に向けて当局等が取り組むこと

- ・有害物による健康障害の防止措置を事業場に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和4年4月に公布されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。

6 労働災害防止団体・業界団体等との連携

(1) 労働災害防止団体の活動の活性化

ア 当局等からの支援

- ・労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たす役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

イ 自主的活動の促進

労働災害防止団体が、労働災害防止団体法に則り、以下の活動を実施することを奨励する。

- ・所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。
- ・事業場による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに、安全管理士、衛生管理士などの活用を促進すること。

(2) 業界団体等との連携による効果的な各種対策の推進

安全衛生施策の推進には、地方自治体や業界団体との協力関係が必要不可欠であることから、施策ごとに地方自治体や主たる業界団体との関係構築や具体的な施策の進め方について協議等を行うなど、必要な連携を図り、協調的に取組を進める。